

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成 30 年度 第 1 回松阪市建築審査会
2. 開催日時	平成 30 年 7 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
3. 開催場所 (現地視察)	松阪市教育委員会事務局 2 階会議室 松浦武四郎誕生地
4. 出席者氏名	<p>●委 員</p> <p>◎浅野 聡・北 勇人・大月 淳・岡村 佳則・小阪 久実子・ 藤谷 真理子・倉田 巖圓(現地視察のみ)(◎会長)</p> <p>●事務局</p> <p>建設部長 長野 功・建設部次長 伊藤 篤・ 建築開発担当参事 関岡 輝明・課長補佐 山本 直弘・ 指導防災係長 梶 辰輔・指導防災係員 中島 侑也・北村 みさき</p>
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担 当	松阪市建設部建築開発課 指導防災係 担当者 北村 電 話 0598-53-4070 F a x 0598-26-9118 e-mail kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

平成30年度 第1回松阪市建築審査会

(会 長) ただいまから平成30年度 第1回建築審査会を開催します。
事務局から委員の出席状況を報告して下さい。

(事務局) 本日は、倉田委員が所用のため途中からの出席となりますが、6名の委員の方が出席されておりますので、審査会条例第4条の規定により、本審査会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

(会 長) 今回の審査会は、建築審査会運営要領第2「会議の公開」の規定により公開となっておりますが、本日の傍聴者はございませんでした。
それでは、事項書に基づき進めて行きたいと思います。
それでは議案第1号 建築基準法 43 条ただし書による許可に関する建築審査会包括同意基準改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会 長) ただいまの第1号議案について、何かご質問等はございませんか。

(会 長) 県の建築審査会ではどういったお考えでしょうか。

(委 員) 政省令が出ておらず、概要しか出ていない状況のため、審査会長とも今後のことについて協議中です。松阪市と同様に案の状態で開催して、交付した段階で持ち回りにより開催により対応していきたいと考えてます。

(会 長) 手続きのやり方は各々あるが、建築改正自体は問題あるものではないということですね。

(委 員) 新しい認定行為と交付日等で多少の違いがあっても、包括同意基準に関してはほぼ県下統一しているので問題ないと考えています。

(委 員) 日付けはいつにしますか。

(事務局) 政令省令が公表された後の日を改正日としたいと考えています。

(委員) 手数料条例の改正にて県下統一の意図は。

(事務局) 新しくできた認定の費用を三重県下で統一したいと考えてます。認定費用を 27,000 円(予定)とすると、許可を有する包括基準(18,000 円)の方が安くなることになる。審査会から同意を得るという行為からしてみてもすべて 33,000 円に統一して、県下統一を諮りたいと考えています。現在、松阪市だけが手数料が異なる状況です。

(会長) それでは第 1 号議案に関しては、各文言が出た時点で各委員に最終確認をしてもらうこと。また、日付けに関しては事務局の方にお任せすることで、同意することと致します。

(会長) 続きまして、議案第 2 号から第 4 号建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可にかかる同意について、説明をお願いします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会長) ただいまの第 2 から 4 議案について、何かご質問等はございませんか。

(委員) 議案第 2 と 3 の伊勢寺町の排水はどちらへ放流しますか。

(事務局) 1 件は西側河川へ放流。北側の物件は北側の水路へ放流します。また、河川管理者とも協議済みです。

(委員) 立並びの定義は、2 軒が建てば立ち並びと考えるのですか。

(事務局) そういうことです。

(委員) 議案第4号の京町の物件ですが、準防火地域ということですが、木造建物が密集している場所です。耐火について松阪市として指導していることはありますか。

(事務局) 建築基準法に適合させること以外の指導はしていません。

(事務局) 審査内容について、「駐輪場と市道が一体となっていることから、駐輪場側に一方4mのセットバックラインとする」という詳細を説明してください。

(事務局) 通常3.4mしかない空地なので、空地中心から2mをセットバックラインとして申請地側にも分筆が必要となってくると考えられます。ただ、空地部分の隣が松阪市の所有する一筆の公衆用道路で駐輪場と道路部分とに分けて利用しているということもあって、空地の境界から駐輪場側に4mで後退するという条件を許可するというものです。

(委員) 駐輪場がずっと続くことになれば、道路が永遠に広がらないということですか。

(事務局) 一つの担保性として、地目がすべて公衆用道路であるということ、また、幅員が4m必要であることは空地の管理部局へも働きかけていますし、今後も必要に応じて働きかけていきます。

(委員) 建築審査会でも要望があったということも加えて伝えて頂き、内部の調整を諮ってください。

(事務局) 了解致しました。

(委員) 議案4について駐輪場部分を広い空間を有するというように、

具体的な部分を形容詞で表現していますが、一般的な表現の仕方ですか。

(事務局) 今後は、もっとわかりやすく寸法を用いて表現させていただきます。

(会 長) それでは、議案第1号から第4号について同意することと致します。

では、議案第1号から第4号について、同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(事務局) (同意書持ち回り、委員押印)

(会 長) 続きまして、報告事項の包括同意許可案件について、事務局からお願いします。

なお、包括同意許可案件につきましては、建築審査会包括同意基準に基づき、すでに許可されたものの報告でございますから、特に議論の対象としておりませんので、よろしくお願いたします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会 長) ただいまの報告案件について、何かご不明な点はございませんか。

(委 員) 許可案件Fの空地と敷地の関係の写真をみせてください。

空地と敷地との接続する部分に塀があります。許可するにあたって、問題はないのですか。

(事務局) 松阪市の取り扱いとしまして、敷地に関して空地が2 m以上接していること、また、人が通れるぐらいのスペースを要することがあげられます。入口部分としまして60 cmが設けられていることから、避難上の問題もクリアできるものとして許可しています。今回は同一敷地に学習塾と一戸建て住宅という用途が違うものを建築する

にあたり、敷地分割する必要がありました。ただ、こういった形の分割の仕方に関しては、考慮して頂く必要はあったかと思います。

(会 長) 他に質問もないようですので、建築審査会包括同意による許可案件についてはこれで終了致します。

続きまして、この後、松浦武四郎誕生地の現地視察となっておりますが、事務局から連絡事項等がございますでしょうか。

(事務局) (車の乗り合い連絡等)

(会 長) それでは、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

(事務局) 最後となりましたが、今年度から建設部の新次長に就任いたしました伊藤より御挨拶申し上げます。

(建設部次長) (閉会挨拶)

(会 長) 現地視察はございますが、これで、平成30年度第1回松阪市建築審査会を閉会いたします。